

西部文化センター ホール 入場料にかかる増使用料

■入場料を徴収する催物については、1人・1回につき、基本使用料の他に次に定める割合を乗じて得た額が加算されます。

500円未満のとき	100分の10
500円以上1,000円未満のとき	100分の30
1,000円以上2,000円未満のとき	100分の50
2,000円以上3,000円未満のとき	100分の70
3,000円以上のとき	100分の90

西部文化センター ホール以外の施設 入場料にかかる増使用料

■入場料を徴収する催物については、1人・1回につき、基本使用料の他に次に定める割合を乗じて得た額が加算されます。

2,000円未満のとき	100分の50
2,000円以上のとき	100分の100

西部文化センター 障害者の使用料減額制度

障害者手帳をお持ちの方は、利用申請時に手帳または、スマートフォンアプリ「ミライID」の手帳画像を提示することで施設使用料が2分の1に減額されます。(10円未満切捨て) 詳しくは施設窓口にお問い合わせください。

[さいたま市／障害者の利用に係る市立施設使用料等の減免](#)